島根県官民データ活用推進計画策定に係る有識者会議設置要綱

（設置）

第１条　官民データ及び情報通信技術（ICT）の利活用等を通じて、「データ」がヒトを豊かにする社会の実現を総合的に推進する方針を検討し、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第９条に定められた計画の策定を目的として、島根県官民データ活用推進計画策定に係る有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を設置する。

（構成）

第２条　有識者会議は、官民データや ICT に関し専門的知識を有する者、利活用関係者、行政関係者等で、知事が委嘱をした者をもって構成する。

２　委員の任期は２年とする。ただし、任期途中において委員の交代があった場合の後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第３条　有識者会議に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

５　副委員長は、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第４条　有識者会議の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数の出席を得て開くものとする。

３　会議は、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、必要に応じて本会議を持ち回りにより開催することができる。

５　委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　有識者会議に関する庶務は、島根県地域振興部情報政策課が処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

2　この要綱の施行の日以降最初に開かれる有識者会議の会議は、第４条第１項の規定に関わらず、知事が召集するものとする。